

令和7年 7月号（広告）
2025年7月1日発行
三宅税理士法人
代表社員 鳥越俊佑
（中国税理士会 倉敷支部会員）
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第218号
発行担当者：三宅 美見子

Progress

～進歩

事務所通信

一期一会

2025年も早いもので、半分も過ぎてしまいました。最近では分からない事もネットで検索が出来、自分で選択ができる世の中ではありますが、その分沢山の情報の中から何度も決断する機会が多く、決断疲れというものがあるそうです。考えがまとまらなくなったり、疲れた、辛いなと思ったらメモに残してアウトプットしたりするなど、少しでも頭空っぽにする時間を作ってあげてくださいね。私は推し活をしている時は、他の事を考えないようにしています。2025年も残り半年、頑張って参りましょう。

中小企業向けの賃上げ促進税制について

法人は令和6年4月1日以降開始する事業年度、個人事業主は令和7年分以降より中小企業者向けの賃上げ促進税制において「繰越控除」が可能になりましたここで改めて、中小企業向けの賃上げ促進税制について確認をしていきたいと思います

制度の目的

中小企業社者等が人材確保・定着に必要な賃上げを実行しやすくするために、税制面から支援する国の制度です

青色申告書を提出する中小企業者等（資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人、協同組合等）

青色申告書を提出する常使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主

適用期間

R6.4.1～R9.3.31までの間に開始する事業年度が対象、個人事業主については、令和7年～令和9年の各年が対象

控除内容

条件	控除率	内容	備考
基本条件	15%	国内雇用者の給与等支給額が前年より1.5%以上増加	国内雇用者全体の給与総額ベース
上乗せ①	+15%（合計30%）	国内雇用者の給与等支給額が前年より2.5%以上増加	1.5%以上で15%、2.5%以上で30%へ増加
上乗せ②	+10%（合計最大40%）	教育訓練費が前年より5%以上増加かつ給与総額の0.05%以上を支出	両方満たすことが条件
上乗せ③	+5%（合計最大45%）	「くるみん」「えるぼし」などの認定を取得	認定書の写し等の提出が必要

賃上げ30%＋教育10%＋子育て支援5%＝最大45%控除

- ・控除対象は法人税額又は所得税額の20%（通常・上乗せ共通）が上限となります（繰越控除制度の適用を受ける場合には、繰越控除を受ける金額とあわせて20%が上限となります）
- ・控除しきれない分は最大5年間繰越可能（赤字でも適用が可能です）

注意点

- ・賃上げの実態がなければ適用不可
- ・役員や役員の特殊関係者、使用人兼務役員、個人事業主の特殊関係者に対して支給する給与や退職手当は対象外
- ・「くるみん／えるぼし」認定には時間がかかるため、取得手続きは事前にしておく必要

くるみん認定とは？ 厚生労働省が子育てサポートに積極的に取り組む企業に与える認定制度
えるぼし認定とは？ 厚生労働省が女性の活躍推進に積極的に取り組む企業に与える認定制度

7月10日は源泉所得税の納期特例の納付期限です

源泉所得税は、原則として徴収した日の翌月10日が納付期限ですが、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出することで、給与の支給人員が常時10人未満の場合、次のように年2回にまとめて納付できるという特例制度です。
1月から6月までの源泉徴収分の納付期限は7月10日。7月から12月までの源泉徴収分の納付期限は翌年1月20日のため、7月10日は源泉所得税の納期特例期限となります。また、6月に賞与を支給された事業所は賞与に対する源泉所得税の納付にもご注意願います

繰越控除措置のイメージ

中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能となりました。

X年度
(赤字)

法人税額
0

賃上げ額
1,500（前年度から2.5%以上増加）
⇒税額控除額＝450
（賃上げ額の30%）

税額控除額450を
翌年度以降に繰越し※

X+1年度
X+2年度
(赤字)

法人税額
0

X+3年度
(黒字)

法人税額
1,500
⇒控除上限額＝300
（法人税額の20%）

未控除額450のうち、控除上限額
までの300をX+3年度で控除
・控除上限額を超過する150を翌年度以降に繰越し※

未控除額
150
繰越控除額
300

X+4年度
X+5年度
(黒字)

繰越控除額
150

※未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告において、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」を提出する必要があります。

<7月スケジュール>

10	木	*6月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限 *1月～6月分源泉所得税の納付期限(納期特例適用者) *経営計画書作成セミナー:Vision
31	木	*5月決算法人の確定申告・納付期限 *11月決算法人の中間申告・納付期限 *消費税(4期)の納付期限(消費税年税額400万円超の2・8月決算法人) *消費税(毎月納付5月分)の納付期限(消費税年税額4,800万円超の法人) *個人所得税の予定納税額納付期限(第1期分)

<Vision>

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：「Vision」
今月の開催日は 7月10日(木) です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針所や行動計画を作成していただいています。
まだ参加されたことのない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
7月10日(木)	6・7月決算法人様	7月4日(金)
8月2日(木)	6・7・8・9月決算法人様	8月8日(金)
9月11日(木)	7・8・9・10月決算法人様	9月5日(金)

当社は赤い羽根共同募金
寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

監査役を設置している株式会社様へ

平成27年5月1日施行の改正会社法等により、「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある」旨の登記の申請をしていただく必要があります。下記に該当する株式会社様は謄本の確認をお願いいたします。（有限会社は対象となりません。）

対象となる会社

1）平成18年4月30日以前に設立された株式会社の場合

① 資本金は1億円以下である
（平成18年5月1日当時、資本金が1億円以下であり、かつ、最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計が200億円未満である）

② 株式の全部に譲渡制限の規定がある（平成18年4月30日以前から現在まで）

③ 監査役の監査の範囲について、定款を変更していない（平成18年5月1日から現在まで）

④ 監査役会及び会計監査人を設置していない。

2）平成18年5月1日（会社法施行日）以降に設立された株式会社又は平成18年4月30日以前に設立された株式会社で、かつ、平成18年5月1日以降に譲渡制限規定を設定した株式会社の場合

①株式の全部に譲渡制限の規定がある ② 監査役会及び会計監査人を設置していない ③ 会計限定監査役の定めがある

証明書記載例

平成27年5月1日以降

役員に関する事項

監査役 桃 太郎

平成〇〇年〇月〇日就任
平成〇〇年〇月〇日登記

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある

平成〇〇年〇月〇日登記

謄本に赤字の文言があるか確認をお願いします。制度開始から10年が経過しているため、過料に処せられる可能性があります